

茨城県リサイクル建設資材 評価認定制度の概要

茨城県土木部検査指導課
建設リサイクル担当 大川 具視

建設副産物を原料としたリサイクル建設資材を公共工事で利用するため、資材の品質・性能や環境に対する安全性の基準を明確化し、**率先利用のルールを定めた制度**で、平成16年10月より運用している。

- 評価認定委員会・・・年2回開催（新規資材の認定、更新資材の審査を行っている）
10人の学識経験者及び行政委員で構成
- 対象となる資材・・・22品目
- 各資材ごとに5項目の評価基準を設定（認定後3年毎に更新）
 - ①品質・性能 ②再生資源の含有率 ③環境に対する安全性 ④品質管理 ⑤環境負荷

現在の認定数 10品目 150資材

対象品目	使用区分	認定資材数	対象品目	使用区分	認定資材数
①再生加熱アスファルト混合物	A(B)	46	⑫建設汚泥から再生した処理土	B	2
②再生路盤材	A(B)	82	⑬刈草・剪定枝等を利用した堆肥	C	2
③再生コンクリート	-	-	⑭上下水汚泥を原料とした堆肥	-	-
④再生コンクリート二次製品	B	5	⑮木材・プラスチック再生複合材	B	1
⑤再生インターロッキングブロック	-	-	⑯再生のり面緑化資材	-	-
⑥再生建築用仕上げ材（断熱材）	-	-	⑰針葉樹皮土壌改良材	-	-
⑦再生型枠材	-	-	⑱再生土木建築用プラスチック資材	-	-
⑧再生タイル	-	-	⑲再生土木シート	B	2
⑨再生硬質塩化ビニル管・継ぎ手	A	5	⑳廃ガラスびん及びガラスくずを利用した土木資材	B	2
⑩再生木質ボード	-	-	㉑建設発生土を原料とした改良土	C	3
⑪再生セラミック管	-	-	㉒廃ガラスを原料とした発砲軽量土木資材	-	-

認定した資材は、率先利用のための指針として、**3グループに区分**
区分に応じた使用基準を定めている。

使用上のグループ

適用区分	利用基準	摘要
Aグループ	対象工事においては、 <u>特段の理由がない限り</u> <u>当該製品を設計図書等で指定する。</u> 土木部発注工事では原則利用	価格が新材品と同じ又は以下 同等である場合は県産品の優先使用
Bグループ	品質・性能を勘案のうえ、予算の範囲内で積 <u>極的に使用に努める。</u>	製品の性能や機能が多岐にわたり、 価格に幅がある資材など
Cグループ	利用方法で利用可能な場合、品質・性能を勘 案のうえ、使用するよう努める。	価格以外に配慮事項があるもの 施策的に利用を図る資材

Aグループ・・・認定3品目 1 3 3 資材【令和4年3月現在（最新）】
土木部発注工事では原則使用

- 再生加熱アスファルト混合物
- 再生路盤材（RC-40・RB-40）
- 再生硬質塩化ビニル管・継ぎ手

①再生加熱アスファルト混合物（Aグループ）【指定工場】

- 再生資源：アスファルト塊
- 資材の種類：①再生細粒 ②再生密粒13 ③再生密粒20 ④再生粗粒 ⑤再生瀝安
⑥再生密粒13(改質) ⑦再生密粒20(改質) ⑧再生粗粒(改質)
- 主な用途：舗装工（基層・中間層・表層 など）
- 単 価：新材と比較し、新材価格よりも安価

原則使用

②再生路盤材（Aグループ）【指定工場】

- 再生資源：コンクリート塊、アスファルト塊（30%以下）
- 資材の種類：RC-40、RB-40
- 主な用途：RC-40・・・下層路盤工、基礎砕石工、仮設道路工
RB-40・・・路床入替工、基礎砕石工、仮設道路工
- 単 価：新材と比較し、新材価格よりも安価

原則使用

⑨再生硬質塩化ビニル管・継ぎ手（Aグループ）【認定製品優先利用】

- 再生資源：使用済塩化ビニル管・継ぎ手粉碎品
再利用ポリ塩化ビニル、再生ポリ塩化ビニル
- 資材の種類：直管（4m）、継ぎ手 ※規格はメーカー等により多種多様
- 主な用途：下水道管、一般排水用、農水用など 様々
- 単 価：新材と比較し、新材価格よりも安価



原則使用

⑫建設汚泥から再生した処理土（Bグループ）

積極的使用

【※H28年度にCグループ→Bグループに改訂】

◆認定資材の評価条件◆

- ・ 固化強度が高く、礫、砂状を呈するもの
- ・ コーン指数800 kN/m²以上、CBR 6%以上（第2種処理土）
- ・ 茨城県内の公共工事から発生する建設汚泥を原料としほぼ100%使用。
- ・ 原料として、特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- ・ 土壌汚染対策法施行規則の基準に適合していること。

○県単価表に単価を掲載。

現着単価のほか、工場受渡し単価についても掲載。購入土（現着単価）よりも安価

令和3年度実施用単価(4月)における1m³当たりの比較

地区単価	購入土 (現着)	リサイクル処理土		
		現着 (20km以内)	現着 (30km以内)	工場渡し
竜ヶ崎工事管内	2,550円	1,620円	1,840円	600円
筑西土木管内	2,500円			
水戸土木管内	2,200円			
土浦土木管内	2,550円			



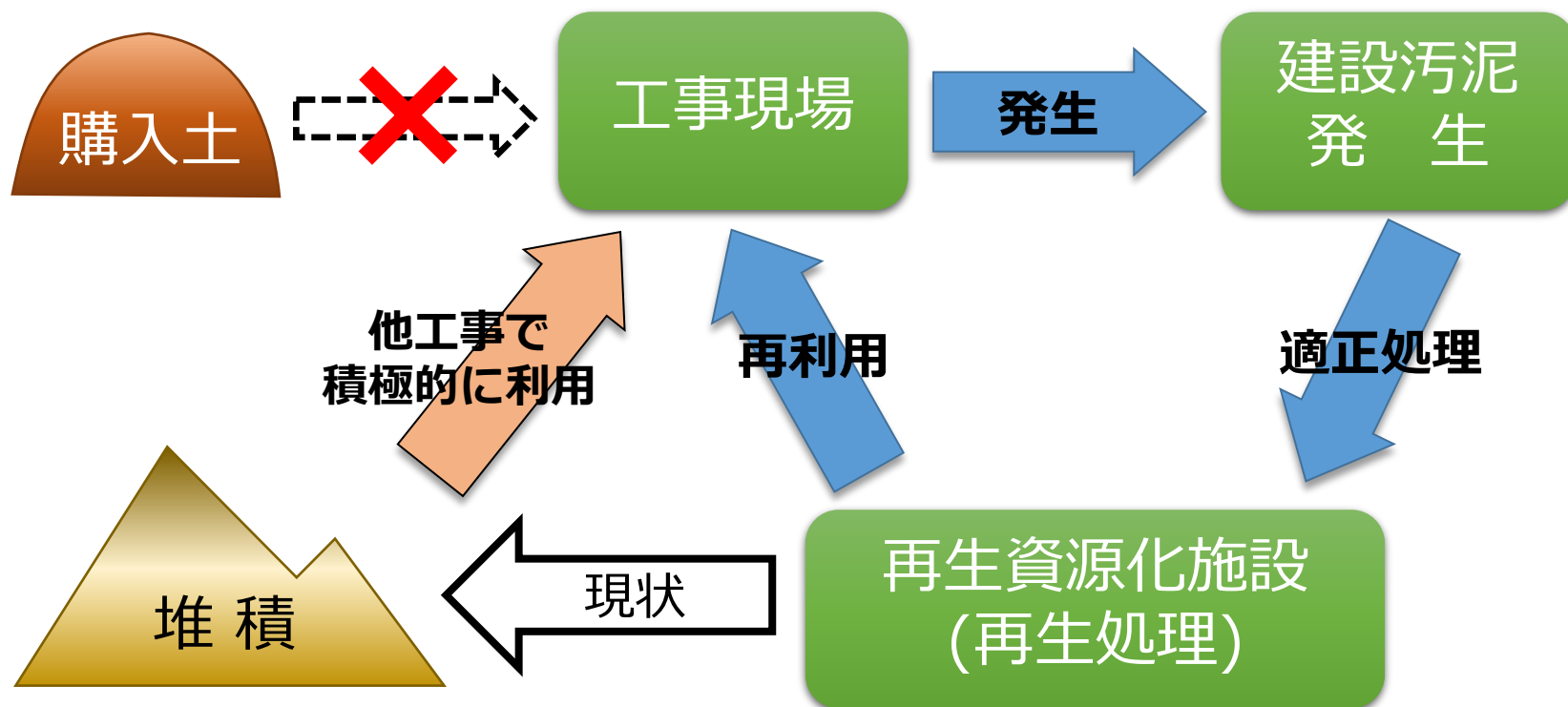
竜ヶ崎工事管内、筑西土木管内は、工場（阿見町、桜川市）の所在する地区単価。

水戸土木管内、土浦土木管内は、工場から30km範囲にある地区単価（笠間市、つくば市等）

不足土工事で建設発生土の流用調整時期が合致しない場合は、積極的に活用することが重要

建設汚泥については、「茨城県リサイクル推進行動計画2016」において、**再資源化**することが定められており、**資源（処理土）循環（利用）することが重要**。「リサイクル原則化ルール」でも建設汚泥の再利用について位置付けされている。

循環型社会における建設汚泥のフロー図



建設汚泥処理土を利用することが重要！
建設汚泥を発生させた自治体は再生材の利用を検討

■ 一般廃棄物溶融スラグを使用したリサイクル資材（Bグループ）

【※ R 2 年度にCグループ→Bグループに改訂】 指定区域以外は積算上使用しない

◆ 一般廃棄物溶融スラグとは ◆

- ・ ごみ処理場での処理に伴って発生した焼却残渣（ざんさ）を、1,300℃以上の高温で溶融（溶かす）したものを、空気中や水中で冷却し、固化して得られる生成物。

砂程度の大きさでガラス質の固形物

① 再生加熱アスファルト混合物

供給体制が安定、指定地域内で原則使用

◆ 供給しているクリーンセンター（4工場） ◆

- ・ 筑西環境センター（結城市、筑西市、桜川市）
- ・ さしまクリーンセンター寺久（古河市（旧三和、旧総和）、坂東市、境町、五霞町）
- ・ ひたちなか・東海クリーンセンター（ひたちなか市、東海村）
- ・ 常総環境センター（常総市（旧水海道）、取手市、守谷市、つくばみらい市）

② 再生路盤材

市況状況を勘案して指定地域内で積極的使用

◆ 供給しているクリーンセンター（1工場） ◆

- ・ 筑西環境センター（結城市、筑西市、桜川市）

④ 再生コンクリート二次製品

市況状況を勘案して指定地域内で積極的使用

◆ 供給しているクリーンセンター（3工場） ◆

- ・ 筑西環境センター（結城市、筑西市、桜川市）
- ・ さしまクリーンセンター寺久（古河市（旧三和、旧総和）、坂東市、境町、五霞町）
- ・ 常総環境センター（常総市（旧水海道）、取手市、守谷市、つくばみらい市）

令和3(2021)年7月15日
茨城県土木部検査指導課
建設リサイクル担当課長補佐

一般廃棄物溶融スラグ入り資材の取扱いについて

一般廃棄物溶融スラグ入り資材の使用については、これまでに一般廃棄物溶融スラグ入り再生アスファルト混合物の使用基準の見直し(令和2年7月6日付検第271号)、茨城県リサイクル建設資材率先利用手順書の改訂(令和2年11月26日付検第715号)で通知してまいりましたが、本書により取扱いを整理しましたので、設計積算段階において適切に取り扱い願います

一般廃棄物溶融スラグ入り資材の取扱いについて、今年度、改めてわかりやすく整理した事務連絡を、部内及び市町村へ通知

○再生アスファルト混合物(一般廃棄物溶融スラグ入り)

・グループ区分: **B**

・**地域限定で原則利用**

・**原則利用となる区域**

【筑西環境センターのスラグを使用する区域】

筑西土木事務所管内全域

【さしまクリーンセンターのスラグを使用する区域】

古河市(旧三和、旧総和)、坂東市、境町、五霞町

【常総環境センターのスラグを使用する区域】

常総市(旧水海道)、取手市、守谷市、つくばみらい市

【ひたちなか・東海クリーンセンターのスラグを使用する区域】

ひたちなか市、東海村

※上記以外の区域では積算上使用しない。

※製造指定工場は別紙を参照。

※受注者からASの材料使用届があった場合は、スラグ供給環境センターを確認すること。

○再生路盤材(一般廃棄物溶融スラグ入り)

・グループ区分: **B**

・**積極的に利用する**(機能・規格等を考慮し利用できる場合は使用する。)

※原則利用ではない。

・製造工場(認定工場)が少ないため、供給能力を考慮すること。

・利用検討する区域

【筑西環境センターのスラグを使用する区域】

筑西土木事務所管内全域

※上記以外の区域では積算上使用しない。

(上記以外の区域で受注者から当該資材の材料使用届があった場合は、使用を拒むことはできない)

※製造指定工場は別紙を参照。

○再生コンクリート二次製品(一般廃棄物溶融スラグ入り)

・グループ区分: **B**

・**積極的に利用する**(機能・規格等を考慮し利用できる場合は使用する。)

※原則利用ではない。

・製造工場(認定工場)が少ないため、供給能力を考慮すること。

・利用検討する区域

【筑西環境センターのスラグを使用する区域】

筑西土木事務所管内全域

【さしまクリーンセンターのスラグを使用する区域】

古河市(旧三和、旧総和)、坂東市、境町、五霞町

【常総環境センターのスラグを使用する区域】

常総市(旧水海道)、取手市、守谷市、つくばみらい市

※上記以外の区域では積算上使用しない。

(上記以外の区域で受注者から当該資材の材料使用届があった場合は、使用を拒むことはできない)

※製造工場は別紙を参照。